

「子どもがおびえるだけ」DV継続する恐れ

3組に1組の夫婦が離婚する時代、別れた後も「共同親権」を導入して父母双方に親権を与えるべきか。法制審議会の部会の中間試案は、どちらか一方に決める「単独親権」維持との両案併記になった。欧米では共同親権を認める国が多いなか、何が「子どもの最善の利益」にかなうのか——。国内の様々な離婚家庭の現場から賛成・反対の声を聞き、課題を探った。▼1面参照



離婚後、離れて暮らす父親とオンラインゲームで遊ぶ男児（左）と母親＝東京都内

# 離婚後 親子の形は

「共同親権は恐怖でしか  
ない」。離婚して娘2人と  
住む40代女性は言う。「普  
通の話ができる人と、子  
どもの将来をどうやって一  
緒に決めるのでしょうか」

「共同親権は恐怖でしか  
ない」。離婚して娘2人と  
住む40代女性は言う。「普  
通の話ができない人と、子  
どもの将来をどうやって一  
緒に決めるのでしようか」  
大手企業に勤める元夫と  
はいさかいが激しくなり、  
就学前の娘らを連れて別居  
した。最高裁まで争つて離  
婚が成立。元夫の暴力など  
への慰謝料も認められた。  
娘らは当初は元夫と定期  
的に面会交流もしていた。  
だが、元夫は突然、自宅の  
近くに引っ越し、ポストに  
娘らへのメッセージを貼つ  
たり、プレゼントを玄関先

中高生になつた長女と次女は嫌悪する。だが裁判所は父親の学校行事への参加を認めている。2人は「関わりないでほしい」と訴える。

元夫は、女性に離婚をそのかしたとして女性の親と弁護士に損害賠償訴訟を

夫婦間の紛争事件を手がける齊藤秀樹弁護士は共同親権の賛成派に対し、「家庭内暴力（DV）に関係なく、そもそも話し合いができない夫婦がいると想像できていない」と疑問を投げかける。「小さいことでも言い争つて決められない夫婦は少なくない。自分の

**弱者救う制度充実**

水野紀子・白鷗大教授（民法）  
現状では共同親権に慎重に  
ざるをえない。先行する欧州で  
婚姻中でもDVがあれば裁判官  
は害者に別居命令を出し、離婚  
養育費を支払わなければ最終的  
な事罰を下すなど、国家が不当な  
虐待に積極的に介入する

一方、日本は家族に任せきりだ。DV被害者らは自力で逃げるしかなく、共同親権を導入すれば、親権行使を口実につきまとわれかねない。選択制でも弱者の意見は聞き入れられない恐れがある。まずは弱者を救済する制度の充実が必要だ。

離婚後の親権をめぐる法制度部会の由来

### ■共同親権を導入する案

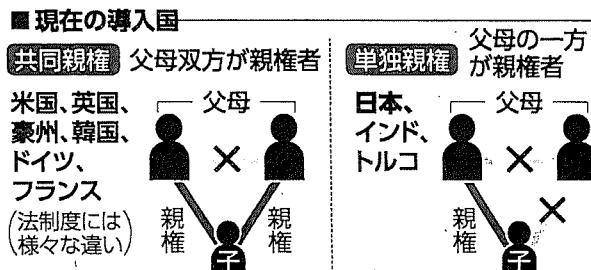
- ## 1案 原則として共同親権 一定の要件を満たす場合のみ、 専独親権も可能

### 2案 原則上「不單獨新

- 2. 原則として単独親権**  
一定の要件を満たす場合のみ、  
共同親権も可能

### 3案 原則は定めない

- 要件は設けず、個別事案に即してどちらかにする



書で取り決めたが、父子の交流に制限は設けなかつた。「子どもは自分の持ち物じゃない。父母の離婚と親子関係は別」と考えた。とはいっても、別居親子の面会交流は法的に保障されていない。「もし相手が会いに来なくなつても自由意思だから仕方ない。ただ、息子にとって父親が良い存在であることは間違いない」

父親は「離婚で精神的余裕が生まれ、関係を見直すきっかけになつた」という。父親らしいことをできなかつた。

かつた。たが、一将来、娘子の学校選択などで親としての役割を果たせるなら、意見を聞いてもらいたい。共同親権を持てれば心論い」と望む。

離婚後の共同養育を支援する一般社団法人「りむすび」代表の柴橋聰子さんは、「離婚後は1人で子育てするのが当たり前」という固定観念が払拭され、共同養育をしやすくなるメリットがあるとみる。

日本では、裁判所を介さ

（二）夫婦の話し合いで離婚協議が9割を占める。養育費や面会交流のり決めは義務づけられてらず、養育費を受け取る子家庭は24%（16年度の査）にとどまる。柴橋さんは「共同親権の導入で、婚したら養育から逃げて

は当然だ。制度が育を約束したとしが長続きする保障かつては単独親も、1990年代に父子の権利の視点か則とし、虐待事例正が行われた。対父母を念頭に制度く、中間的な多くの制度にすべきだ。

「子どもは持ち物じゃない」子育ては父母で

つた悔いもあり、「夫婦としては終わつたが家族としては継続したい」と願ひ、離婚時は育児ができる環境になり、親権は主張しな

## 共同養育 法で保障を

二宮周平・立命館大名誉教授（家族法）の話 育児休業を男性にも推奨する時代に、離婚後も共同で子育てる共同親権を民法が用意するのは当然だ。制度がなければ、共同養育を約束したとしても、当初の合意が長続きする保障はない。

かつては単独親権だった欧米でも、1990年代に父母の養育を受ける子の権利の視点から、共同親権を原則とし、虐待事例を例外とする法改正が行われた。対立が深刻な一部の父母を念頭に制度を阻むのではなく、中間的な多くの人が行動できる制度にすべきだ。